

オンライン

令和5年度

第4回 知財勉強会

共催

一般社団法人 京都発明協会

一般社団法人 大阪発明協会

欧州連合商標の権利行使 ～欧州連合における広域商標登録の紛争解決～

欧州では、商標規則に基づき、欧州全域で有効な統一商標登録制度が制定されています。しかし、紛争解決のための裁判制度が規定されていません。その結果、侵害事件は欧州各国の法律による裁判手続き（欧州商標裁判所）となります。

本セミナーでは、この複雑なシナリオをナビゲートします。また、欧州司法裁判所の判例や欧州知的財産庁の決定の傾向について、統計やグラフを用いて解説させていただきます。（詳細は裏面をご覧ください）



講師

弁理士

村井 康司 氏

弁理士法人 新樹グローバル・アイピー 代表弁理士

<プロフィール>

1991年 米国ネブラスカ・ウェスレアン大学留学

1994年 関西学院大学・法学部、卒業

1994年 (株)神戸製鋼所 機械・エンジニアリング事業部入社

<他企業の海外営業部、特許事務所勤務を経て>

2012年 新樹グローバル・アイピー弁理士法人

代表弁理士就任

- ・ 中国国家知識産権紛糾対応センター登録日本弁理士
- ・ AIPPI Anticounterfeit and Piracy Committee委員
- ・ INTA 著作権委員会委員
- ・ JETRO京都・JETRO大阪 士業専門家登録弁理士



講師

弁護士、イタリア弁理士、
欧州商標・意匠弁理士

シモーネ・ベルドッチ・
ギャレットティ氏

イタリア法律事務所（Bugnion SpA）及びGIP Italya S.r.l.所属
専門：商標、意匠、著作権、ドメインネーム
言語：イタリア語、スペイン語、英語

<プロフィール>

スペインのアリカンテ（EUIPO所在地）の法律事務所を含め、複数の法律事務所勤務を経験後、Bugnionミラノオフィスに入所。

イタリア国内外の大手顧客の商標・意匠ポートフォリオの作成、管理、防御を担当し、税関分野における権利行使をサポート。2018年よりBugnionの取締役に就任しています。World Intellectual Property Reviewでは、2018年にリーダーズにノミネート、さらにWTR 1000のイタリア推薦リストに掲載され、Managing IPのIP STARにノミネートされています。

令和6年

日時

1月25日（木） 15:00～17:00

受講料

会員：無料

（京都発明協会・大阪発明協会）

非会員：有料

（税込み 1,100円）

形式

オンラインセミナー（Zoom利用 定員 100名 先着順）

お問い合わせ先

一般社団法人 京都発明協会

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 KRP内

京都府産業支援センター2階

TEL: 075-315-8686

hatsume@ninus.ocn.ne.jp

京都発明協会

検索

<https://kyoto-hatsume.com/>



欧州連合商標の権利行使 ～欧州連合における広域商標登録の紛争解決～

欧州では、商標規則に基づき、欧州全域で有効な統一商標登録制度が制定されています。しかし、その規則は、紛争解決のための裁判制度については規定がありません。そこで、係争・侵害事件は、欧州商標裁判所と呼ばれる特定の裁判所に国際裁判管轄権が拡大されています。これらの裁判所は、基本的には欧州各国の裁判所ですが、欧州の単一商標権に関連する紛争を解決する際には、欧州連合裁判所として機能します。欧州連合商標の侵害に関するすべての法的手続きは、欧州連合加盟国の民法に基づいて行われ、加盟国の商標裁判所によって裁かれます。規則では、欧州連合商標裁判所が提供する救済措置の管轄権と地理的範囲を規定していますが、手続き上の規則は、関係する欧州連合加盟国の法律に基づきます。セミナーでは、この複雑なシナリオをナビゲートします。

なお、欧州司法裁判所は、商標制度において二つの役割を担っています。一つは、欧州連合法の解釈を行うことです。欧州連合商標裁判所は、欧州連合法に関する疑義を欧州司法裁判所に問い合わせることができます。もう一つは、欧州知的財産庁の決定についての合法性について 審査を行うことです。庁の決定に不服がある場合は、欧州司法裁判所に上訴することができます。セミナーでは、欧州司法裁判所の判例や庁の決定の傾向について、統計やグラフを用いて解説させていただきます。

上記に加え、欧州商標の侵害品の輸出入を防止するために、税関手続きを利用することができます。これは、欧州で統一された手続きです。しかし、刑法に基づく措置は、国内レベルで追求する必要があります。特に偽造が関係する場合は、関連する国内法に従って処罰されます。セミナーでは、このトピックについても簡単に触れます。

なお、ギャレット先生による講義は英語となりますが、資料は英語と日本語でご提供します。また、逐次解説を日本語で行います。

目次

1. 欧州における商標保護 - 総説
欧州商標登録に対する無効および取消訴訟 - 概説
2. 欧州における欧州商標の権利行使（主要な側面）
主な法域を中心とした手続原則
仮差止命令と主な訴訟
欧州司法裁判所の役割
事案研究 C-129/17 Mitsubishi vs. Duma
JUDGMENT OF THE EU COURT of 25 July 2018
3. 税関の執行と刑事執行 - 概要

お申し込み方法

申込フォームからお申し込み下さい
＜下記QRコードからも可能＞

申込フォーム ▶ <https://forms.gle/Ar2pnHy9dUbdHhke7>

申込締切：1月22日

京都発明協会のホームページに掲載の申込フォームからお申し込み可能です。

ホームページ ▶ <https://kyoto-hatsumeimei.com/>



▲申込フォーム

受講料お支払方法（銀行振込）

- ・ 受講料のお支払いは、事前の銀行振込のみになります。
- ・ 下記の振込先銀行に受講日の1週間前までに必ずご入金ください。
- ・ やむを得ずキャンセルされる場合は、開催日より起算して7日前までにご連絡下さい。以降のキャンセルにつきましては受講料をお返しできませんので、予めご了承下さい。
- ・ 非会員様のお申し込みの場合、ご入金確認後にお申し込み完了となります。

■振込先銀行 京都銀行 西七条支店（125）普通口座 3249794

■口座名義 一般社団法人京都発明協会 代表理事 片岡宏二 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担下さい。

会員無料

会員以外の方も
有料で受講できます！

～受講前にご質問のある方へ～

欧州商標制度のお悩みを抱えていらっしゃる方は、事前にご連絡いただければ盛り込むようにします。欧州共同体商標制度をより深く理解いただくために、是非ご活用下さい。



▲詳細